岡山県土木部都市局建築指導課作成

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告　事務手続きフロー

所　有　者	所管行政庁 （建築主事を置く市※の区域については当該市の長、その他の市町村の区域については岡山県知事） ※岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市

事前の協議 → 協議（報告の要否判断）

①事前協議書
②建基法に適合し適切に維持管理していることを証する書面
③配置図等の図書
④その他知事が必要と認めた図書又は書面
※「改正耐促法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の交付を受けた場合はその写しの提出をもって事前協議に代えることができる

→ 受　領

事前協議の結果の通知（事前協議書の写しの交付）

↓

報告書の提出 → 報告書の受理

①報告書
②第三者判定機関が発行した耐震診断結果の評価書及び概要書の写し
③事前協議書の写し（添付図書や書面を含む）
　又は「改正耐促法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し（添付図書や書面を含む）
④耐震診断有資格者であることを証する書面
⑤耐震改修工事の施工状況報告書
⑥その他知事が必要と認めた図書又は書面

↓

公表（９条）

施行に必要な限度において

報告徴収・立入・検査（13条）

↓

報告・是正命令（８条）

↓

公表（８条）

→ 報告書未提出又は虚偽報告

耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認めるとき

指導・助言（12条）

必要な耐震改修工事が行われていないと認めるとき

指示（12条）

→ 耐震改修工事の実施